

平成 30 年度

## 包括外部監査結果に基づく措置

### 包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

# 目 次

## 包括外部監査結果に基づく措置

保育所事業の執行について . . . . .	1
学校教育に関する事務の執行について . . . . .	2
公の施設の管理運営について . . . . .	3
道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について . . . . .	4
業務委託に関する事務の執行について . . . . .	6
消防費に係る事務の執行について . . . . .	24

## 包括外部監査指摘事項に伴う措置

### 監査実施年度 平成 22 年度（保育所事業の執行について）

指摘事項（意見）	
<p><b>【I. 入所、保育料の決定・徴収及び滞納整理 1. 入所決定 地区における入所格差の是正】</b></p> <p>入所選考において、同じ評定ポイントであっても時期や地区によって入所の可否が分かれることは公平性の観点から問題がある。</p> <p>施設整備には時間がかかるにしても、幼稚園の預かり保育を活用する、認可外保育施設との連絡体制を高めるなど、すぐにできることもあるため、早急に対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 102 頁・担当課：幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
平成 23 年度	待機児童の解消に向けて、施設整備以外の対策として認証保育所（浜松市が認めた認可外保育施設）の利用促進を図るため、3歳未満児の保護者に対し月2万円を上限に助成しました。
平成 25 年度	認証保育所の利用促進に努めましたが、中区、東区、浜北区では特に待機児童が多いため保育所を創設し、待機児童の解消に努めました。
平成 26 年度	引き続き施設整備を推進することで入所格差の緩和に努めました。また、保育所入所に関する専門相談窓口として、全区に「保育サービス相談員」を配置し、認証保育所や幼稚園等の利用促進を行いました。
平成 27 年度	引き続き認定こども園等の整備を進め、全区に配置している保育サービス相談員の活用を図るほか、地域型保育事業の推進、私立幼稚園の認定こども園への移行促進を進め、定員の拡大を図りました。
平成 28 年度	保育所等の利用希望者に対して入所の公平性を確保するため、各施設の募集状況を踏まえ、丁寧な利用調整に努めました。また、早期の待機児童解消を目指して、短期間で開設が可能な地域型保育事業を推進しました。さらに、各地域・歳児別の利用状況を周知するため、毎月、各保育所等の募集数を専用 WEB サイト上で公表しました。
平成 29 年度	待機児童解消に向け、引き続き認定こども園等の施設整備と地域型保育事業の促進を図りました。また、窓口では、保育サービス相談員が施設の違いやサービス内容等を丁寧に説明し、利用者ごとの事情にあったマッチングに努めました。
平成 30 年度	待機児童解消に向けては、引き続き認定こども園等の施設整備を進めるとともに、0歳～2歳を対象とする地域型保育事業（小規模型・事業所内）や平成 28 年度に国が創設した企業主導型保育事業を促進しました。また、市立幼稚園では平成 30 年 5 月から新たに 5 園で預り保育を開始(18 園→23 園)し、保育の受け皿確保に努めました。

監査実施年度 平成 24 年度（学校教育に関する事務の執行について）

指摘事項	
<p><b>【第 4 幼稚園、小・中学校の財務管理 2 預金口座及び特別会計の管理 (カ)スポーツ施設利用委員会の委託金】</b></p> <p>年度末に浜松市長宛に提出される「業務委託完了報告書」の決算内容が、現実の金銭出納管理の状況と異なっていた。公金の支出を伴う市の委託業務において、学校の教職員が、不実の収支決算報告書を作成し提出している事実そのものが問題である。</p> <p>不実報告は、単年度ではなく過去より継続してきたものであり、不実の決算報告書が提出され続けていても、何ら把握できない市側の管理体制にも問題がある。よって、改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 108 頁・担当課:スポーツ振興課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>確認事項の内容については、スポーツ施設利用運営委員会において、二人体制で下記事項の確認を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収入に関する事項・・・徴収金日計簿への記帳、徴収金額と領収書等の突合</li> <li>②支出に関する事項・・・出納簿の記入及び残高と通帳残高の突合</li> <li>③事業報告に関する事務・・・毎月（徴収金日計簿等の提出）、年度末（業務委託完了報告書、実績報告書、収支決算書の提出）</li> </ul> <p>また、管理体制の見直しについては、確認事項を再認識し、公金を適正に取扱うため、現在一人で行っている確認を二人体制にするなど、管理体制をより充実させました。</p>
平成 27 年度	<p>「スポーツ施設利用運営委員会委託金」の積算根拠を見直すとともに、公金の取扱いを適正に管理するため、支出に関する事項、事業報告に関する事務確認について、今後抽出調査を行う旨や公金の取り扱いは二人体制で行う旨等を各スポーツ施設利用運営委員会へ通知しました。</p> <p>また、3校（元城小・和田小・入野小）に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①適正な収入金日計簿への記帳がされているかの確認</li> <li>②徴収金額と領収書等の突合</li> <li>③出納簿の記入及び残高と通帳残高の突合</li> </ul> <p>等の抽出調査を行いました。</p>
平成 28 年度	<p>昨年度行った3校の抽出調査について、調査結果を取りまとめ、問題が無かった旨を確認いたしました。</p>
平成 29 年度	<p>全区において抽出調査（計 19 校）を実施し、全校問題が無かった旨を確認しました。今後も引き続き、事務書類の適正な処理をするよう指導するとともに、実態調査を実施し委託業務の適正化に努めてまいります。</p>

監査実施年度 平成 25 年度（公の施設の管理運営について）

指摘事項	
<p><b>【第 5 抽出した個別施設 8 救護施設浜松市立入野園 (イ) 修繕費積立金について】</b></p> <p>明瞭性確保のために、修繕費積立預金取得支出は「管理に係る経費の収支状況」には別掲すべきである。また、修繕費積立金の恣意性を防ぐために、積立時及び取崩時の事由及び金額的根拠等のルールを明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 158 頁・担当課：福祉総務課・西区社会福祉課）</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	修繕積立金は、平成 25 年度は利益分として計上しました。
平成 26 年度	平成 25 年度以降、修繕積立金として計上することなく、利益分として計上しました。
平成 27 年度	市立救護施設については、民間活力の導入を検討しました。市施設に替わる民間による救護施設建設について公募を行い、社会福祉施設整備審査会に諮り事業者を決定しました。
平成 28 年度	市立救護施設を平成 29 年度に民間救護施設へ移行し、市施設を廃止することとしました。
平成 29 年度	市立救護施設を平成 29 年 12 月に民間救護施設へ移行し、市施設を平成 30 年 1 月 1 日付けで廃止しました。

指摘事項	
<p><b>【第 5 工事契約 6 工事契約の変更事務 ② 変更理由の適切な記載】</b></p> <p>土木整備事務所では担当者間での話し合い等が行われているため、変更執行伺書の記載が不十分若しくは不適切であったとしても特に問題とはならない。しかし、書面で決裁が行われる以上、書面に適切な記載が行われなければ、各決裁権限者がその都度、内容を確認することが必要となる。また、事後的に書面を確認する者が、再度、担当者に説明を求めなければ、変更理由に疑念を生じる結果となる。よって、変更理由を適切に記載し、書面を作成する必要がある。</p> <p>なお、浜松市建設工事設計変更事務処理要領には変更理由の記載例が提示されているが、この記載例に従って記載することでかえって記載があいまいになるのであれば、適切な文言で記載することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 94 頁・担当課:道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチーム(P T)を設置し、繰越の削減と早期執行に向けた取組を強化しました。P Tにおいて、「浜松市土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適正な変更手続きを行うよう周知するとともに、第三者にもわかりやすい変更理由を記載することとしました。
平成 29 年度	各土木整備事務所に対して毎年度行っている執行ヒアリング(年度当初・8 月・12 月)において、第三者に対してわかりやすい変更理由を記載するよう指導を行うことにより、各土木整備事務所担当者に対し周知徹底を図りました。

指摘事項	
<p><b>【第 7 道路管理 1 道路台帳 ② 道路台帳閲覧制度の改定】</b></p> <p>現在の写し交付要領は交付すべき対象物を列挙する方式であり、個別具体的な成果品のうち何が写し交付対象であり、何が写し交付対象でないのかが、規定上、判然としない。</p> <p>道路台帳構成物を明確にしたうえで、端的に、その全てを写しの交付対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 139 頁・担当課:道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	現在、道路台帳及び道路台帳整備事業等成果品の写しの交付書類は、道路台帳等の写し交付事務取扱要領別表に定め、交付取扱いをしています。個別具体的な成果品のうち、写しを交付していない地籍図及び区域線図の交付について検討しました。
平成 30 年度	検討した結果、地籍図と区域線図は、道路法に定められた道路台帳構成物ではなく、また、現況道路敷と公図を整合させた資料ではなく精度が低いため、引き続き、閲覧及び交付対象外の内部資料として取り扱っていくこととしました。
	今後も、現行の交付事務取扱要領に基づき、写しの交付を行ってまいります。

**指摘事項（意見）****【第7 道路管理 3 道路占用 ① 道路占用台帳の電子化】**

事務処理のための「道路河川占用台帳システム」において、道路占用許可に関する大部分の情報がシステム化されており、占用場所の位置情報についても取り込めば、占用許可に関する情報を一元的に管理できて、事務処理や工事の調整にも資する。

少なくとも、紙媒体の占用台帳を逐一照合せずとも、占用台帳を電子情報として取り込み、システム内の個別事案ページで閲覧できるようにする等の工夫は可能であると考えます。

**（掲載 155 頁・担当課：道路保全課）**

**講じた措置**

平成 29 年度	道路河川占用位置情報の電子化について、道路台帳データ（GIS）とのリンクを検討しました。
平成 30 年度	多量な道路占用申請件数及びそれに係るGISとのリンクに要する費用並びにサーバー改修費を検討した結果、膨大な費用を要することから、道路河川占用位置情報の電子化は、現状では困難と判断しました。

監査実施年度 平成 28 年度（業務委託に関する事務の執行について）

指摘事項	
<p><b>【第 4 監査の結果（個別案件） 1 プロポーザル ウ 公募方法が実効性に欠けること】</b></p> <p>公募型プロポーザルの公表は、浜松市ホームページ及び市役所掲示板にのみなされ、その他の公表制度はない。しかし、この方法では公募の実効性に欠ける。</p> <p>そもそも、浜松市ホームページや市役所掲示板への掲載といった方法をもって告知する理由は、誰にでも閲覧しうる状態を作る公平性を追求した結果であって、興味、関心を持つ事業者への情報到達によって浜松市ホームページや市役所掲示板が効果的だからではない。幅広く提案を受けようとするのであれば、事業者への情報到達をより確実なものとする何らかの手段が不可欠であり、その手段を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 41 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>公募型プロポーザルの募集公告の掲載方法について、他都市の状況を調査したところ、本市と同様の状況でありました。現状でも事業者への情報伝達は、少なからず達成しており、公募の実効性は確保されています。また、浜松市ホームページの発注案件掲載画面に辿り着きやすいよう入り口ボタンを新設する改修を行いました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第 4 監査の結果（個別案件） 2 国際課関連業務委託 ア 浜松市外国人の子供の就学促進協議会への委託について】</b></p> <p>実際の業務の遂行は、浜松市外国人の子供の就学促進協議会を構成する個々の団体が行っていて、協議会自身には業務遂行能力がなく、不履行時の法的責任能力が担保できない。したがって、契約形態としては各学校に直接業務を委託するか、または、浜松国際交流協会に業務を委託し各学校に再委託すれば足りる。</p> <p>債務不履行の場合の責任をどこに追及すべきかが不明確な団体を契約の相手方とする手法を採用することに合理性は見いだしがたい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 46 頁・担当課：国際課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>より適正な業務委託方法等について関係機関を交えて検討しました。</p>
平成 30 年度	<p>協議・検討結果を踏まえ、平成 30 年度から公益財団法人浜松国際交流協会への業務委託に変更しました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 2 国際課関連業務委託 イ 契約保証金の徴収・免除の事務手続き】</b></p> <p>「浜松市定住外国人の子供の就学促進事業」契約では、業務委託契約書1枚目に免除の文言が記載された状態で決裁されているが、契約保証金の納付の免除についての決裁は行われておらず、いかなる判断により契約保証金の納付を免除したかを、記録上把握することができない。よって、専決規程に従った事務手続きが行われるよう、是正が必要である。</p> <p>また、契約保証金を免除するための事務手続きは専決規程に規定されているが、上記契約で国際課が手続きを失念した要因の一つには契約保証金を免除するための事務手続きが各担当課に周知されていなかったことにもあると考えられる。よって、調達課は各担当課に契約保証金を免除するための事務手続きを周知させ、事務手続きが適切に行われるようにする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 47 頁・担当課:国際課・調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>専決規程に基づく事務手続きにより平成 29 年度の業務委託契約を締結しました。（国際課）</p> <p>契約保証金の概要及び契約保証金の徴収・免除の事務手続きについて「業務委託・賃貸借契約マニュアル」に新たに追加掲載しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。（調達課）</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 3 障害者就労施設及びシルバー人材センターとの随意契約 ア 検討会議資料】</b></p> <p>特定調達品目は、障害者優先調達を検討したのかどうか記録上一見してわかるようにしておくことが、障害者就労施設の受注機会を増大させるという障害者優先調達方針の趣旨にも合致する。また、契約関係書類の保管においても、検討会議資料において検討の過程が後日検証できるようにしておく必要があると考える。</p> <p>したがって、担当課は施設清掃や草刈といった特定調達品目については、該当の有無及び「有」の場合で障害者優先調達としない場合はその理由を適切に記録すべきである。また、この点が担当課で徹底されていないため、調達課としても担当課に周知をする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 50 頁・担当課:調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>業務委託契約等検討会議資料の障害者優先調達に関する項目の記載方法について、「業務委託・賃貸借契約マニュアル」に新たに追加掲載しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 3 障害者就労施設及びシルバー人材センターとの随意契約 イ 浜松市シルバー人材センターとの契約における見積り】</b></p> <p>浜松市シルバー人材センターは、公益社団法人であるが民間業者であることから、1者特命で契約する場合であっても、予定価格の算定においては、同センターの見積以外の資料もできるだけ取得すべきである。それにより同センターへの委託金額が適正なものかを検討することができる。</p> <p>浜松市シルバー人材センターへの業務委託の多くは、除草・剪定作業であって、作業場所の面積、樹木の種類などが異なる以外には業務内容の個性が強いものではない。そうであれば、例えば、契約ごとでなくとも、複数の契約で参考とできるような見積りを別業者から徴取し、その単価を参考に、各契約についての浜松市シルバー人材センターから入手した見積金額が適正であるかどうかを検討する等の方法が考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 50 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>公益社団法人浜松市シルバー人材センターへ業務委託を発注している担当課を対象に契約案件を報告、調査を実施しました。その中で、主な業種の選定や見積徴取対象業務を抽出し、浜松市シルバー人材センター以外の業者へ見積書の作成依頼をした結果、浜松市シルバー人材センターへ発注する方が明らかに安価で、業務の実施状況も問題ないことが確認できたため、見積金額は適正と判断しました。</p>

指摘事項（意見）	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 3 障害者就労施設及びシルバー人材センターとの随意契約 ア 障害者就労施設への委託を優先することの検討】</b></p> <p>障害者就労施設とシルバー人材センターへのどちらにでも委託できる業務については、障害者就労施設を優先することが浜松市の施策に合致していると考えられる。</p> <p>さらに進んで、障害者就労施設への委託が可能な業務には自ずと限界があるため、障害者優先調達の実施を各業務担当課に委ねるだけでなく、委託業務の分類段階において、障害者就労施設に適した業務を抽出することを検討することも望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 51 頁・担当課：障害保健福祉課・調達課）</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 29 年 3 月 9 日に調達課が「平成 29 年度浜松市における障害者優先調達方針」を全庁に通知し、役務の発注拡大と草刈清掃業務の受注可能範囲を示しました。</p>
平成 29 年度	<p>平成 29 年 6 月 9 日に、平成 28 年度障害者優先調達契約実績を庁内へ周知するとともに、更なる発注促進に向けて障害者施設で請負う可能な範囲の業務の分割発注を促す通知を障害保健福祉課と調達課の連名で実施しました。</p>

指摘事項（意見）	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 3 障害者就労施設及びシルバー人材センターとの随意契約 イ 浜松市シルバー人材センターの実態の聴取】</b></p> <p>浜松市シルバー人材センターが特別扱いされているのは高年齢者の就業機会確保という目的を有するためであるから、同センターの活動が実際に地域の高年齢者の就業機会確保につながっているか、地域の高年齢者の就業状況についても定期的に聴取することを検討することも必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 51 頁・担当課：高齢者福祉課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>公益社団法人浜松市シルバー人材センターのコミットメント策定において、市は目標の設定とその評価、経営改革等に関与し、会員数や契約金額等の活動状況について把握・分析を行いました。また、関係機関から高年齢者の就業状況に関する情報の提供を受けました。今後も継続的に取り組んでまいります。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 4 緑地・樹木・雑草等管理業務委託 ア 効果的な施設管理方法の検討の必要性】</b></p> <p>大平台駐車場法面緑地・樹木・雑草及び害虫駆除等の業務委託契約では、西消防署大平台出張所と同一区画の一部を放課後児童会が駐車場として使用しているため、同駐車場部分を消防署とは別に契約しているが、本件のような場合には一括発注を行うことがもっともふさわしい。</p> <p>消防署と区役所とは部署も異なること等から一括発注が難しいのだとしても、消防署と作業内容を合わせて予算要求をすることや、金額的に随意契約が許容される範囲であれば消防署が契約した業者を含めて見積合せを行い、契約を締結する等の対応をするほうが、緑化による良好な環境維持という本来の目的には沿うものといえる。よって、環境維持が良好に行われるよう、契約方法を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 54 頁・担当課：西区社会福祉課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>消防局と調整をして、抜根除草業務は障害者優先調達により消防局と同じ業者と契約しました。また、樹木等育成管理業務は消防局が契約した業者を含む2業者で、見積合せにより契約者を決定しました。</p>
平成 30 年度	<p>平成 30 年度大平台駐車場法面緑地における抜根除草業務及び樹木等育成管理業務委託の契約を消防局に依頼して、4月に消防局が一括で契約しました。なお、大平台駐車場法面緑地部分についての支出は、西区社会福祉課予算で行います。</p>

<b>指摘事項（意見）</b>	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 4 緑地・樹木・雑草等管理業務委託 ア 障害者優先調達の推進】</b>          除草作業は金額が少額のため1者特命が許容されることも少なくないが、単に前年の内容を踏襲するのではなく、障害者優先調達方針を踏まえ、障害者就労施設への委託を検討していくことが望まれる。  <b>（掲載 55 頁・担当課：調達課・障害保健福祉課）</b></p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	障害者優先調達での発注をする際には、事前に当該業務ができる施設の有無や業務可能な施設数等を発注の都度確認しています。

<b>指摘事項</b>	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 イ 参考見積の取得と予定価格設定】</b>          天竜区内の第1種協働センターに関しては、前年度と同一業者の参考見積書のみが添付されている事案について、少なくとも過去5年間、委託先が同一業者であり、契約金額も消費税額以外は同額であるというものが、相当数存在した。          少なくとも数年おきには、予定価格の算出において、複数業者から参考見積を取得したり、積算による設計を行ったりして、前年の受託業者以外からの客観的な裏付け資料を付すべきである。  <b>（掲載 62 頁・担当課：春野協働センター・佐久間協働センター・水窪協働センター）</b></p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	予定価格算出に向けて、平成 30 年度の当初予算要求時に複数業者から見積を取得し、適正な価格を見極め予算要求しました。
平成 30 年度	今後においても、複数業者から参考見積を徴取し、適正な予定価格の算出に努めます。

<b>指摘事項</b>	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 オ 長期継続契約】</b></p> <p>機械警備については、長期継続契約とすることが条例により認められている。西区や南区の協働センターでは長期継続契約が締結されていたが、東区の協働センターについては、単年での契約となっていた。調達課にて、担当課に長期継続契約が可能であることを周知させ、事務負担の軽減に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 63 頁・担当課：調達課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	<p>「業務委託・賃貸借契約マニュアル」の長期継続契約の記載を見直すとともに、根拠法令や対象の記載及び契約案件の例示を表形式に変更しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。</p>

<b>指摘事項</b>	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 カ 業種別一括発注】</b></p> <p>一括発注が、業務担当課からの発案で行えること自体、各課にあまり知られておらず、一括発注制度や手続マニュアルの存在を改めて知らせることを検討すべきである。また、当該マニュアルがアセットマネジメント推進課のライブラリに掲載されていることも、業種別一括発注を担当課に周知されない理由の一つと考えられるため、掲載場所を調達課のライブラリとする方が適切である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 64 頁・担当課：調達課・アセットマネジメント推進課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	<p>「業務委託・賃貸借契約マニュアル」に一括発注に関する文言を新たに追加掲載し、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。</p> <p>また、一括発注の契約状況を調査した結果、多くが施設管理に関する契約であったことと「一括発注実施マニュアル」が施設管理発注用として作成されたものであるため、引き続き、当該マニュアルをアセットマネジメント推進課の公開ライブラリに格納することとしました。</p> <p>調達課では、発注担当課が、他課の一括契約情報を確認できるよう調達課公開ライブラリに一覧表を掲載するとともに、「一括発注実施マニュアル」を容易に確認できるよう調達課公開ライブラリから現在の格納場所へリンク設定をしました。</p>

指摘事項（意見）	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 ア 業種別一括発注状況の分析】</b></p> <p>担当課では他の施設の業務委託状況を知る機会は多くない。このため、一括発注を検討しようとするインセンティブも働きにくい。よって、区を取りまとめをする区振興課や業務委託を総括する調達課などにおいて、各施設の業務委託を横断的に分析することも検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 64 頁・担当課：調達課・各区区振興課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>「業務委託・賃貸借契約マニュアル」に一括発注に関する文言を新たに追加掲載し、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。</p> <p>調達課では、発注担当課が他課の一括契約情報を確認できるよう、調達課公開ライブラリに一覧表を掲載し、情報の共有化を図りました。区振興課では、調達課公開ライブラリへ掲載された一括発注している契約の情報により、現在、一括発注している事業に加え、更に一括発注ができる事業がないか検討を行いました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 8 動物園関連業務委託 エ 競争性確保の必要性】</b></p> <p>浜松市動物園汚水処理施設維持管理業務委託契約については一般競争入札を実施しているが、応札者が 1 者のみであり、平成 21 年度から継続して同一業者が落札する結果となっている。入札における競争環境を整え、安定的に受託可能な業者を確保していく努力が必要ではないかと考える。</p> <p>最も競争原理が働くと考えられる一般競争入札で応札者が 1 者しかないような場合、業者数が不十分な場合には、要件を満たす可能性のある業者を探し、登録を働きかけることが必要と考える。また、特定の入札案件について個別の働きかけはできないが、入札情報の周知の方法も検討課題であると考え</p> <p>る。</p> <p>いずれにしろ、一般競争入札において応札者が 1 者であるような状況は、委託業務を安定的に実施していくうえでリスクを抱えた状況であることを十分に認識し、要因を分析したうえで、検討会議において適切に対応すべきであると考え</p> <p style="text-align: right;">（掲載 86 頁・担当課：動物園）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>委託料（設計額）が適切かどうか、応札可能な者がいないか検討するため、予算要求時に複数業者へ見積りを依頼しました。</p>
平成 30 年度	<p>委託料（設計額）の一層の適正化を図るため、引き続き予算要求時に複数業者へ見積りを依頼しました。</p> <p>今後も、業務委託契約等検討会議にて、応札業者の増加を図るため、公告文における業者事業所の所在地要件の緩和（市内又は準市内の削除）を検討するなど、委託業務を安定的に実施していくうえでのリスクの軽減に努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 8 動物園関連業務委託 オ 機械警備業務委託】</b></p> <p>浜松市動物園施設機械警備業務委託契約の機械警備という中断が許容されない業務の委託契約について、毎年度、単年度契約という形で、事務手続きを実施している。</p> <p>委託先が機械警備業務を支障なく、より円滑に遂行するためには、長期継続契約若しくは債務負担行為として年度開始前に契約が締結できるような事務手続きを踏むべきではないかと考える。</p> <p>平成22年度以降同一業者が落札しているため、実質的に長期継続契約の場合と同様に支障なく円滑に業務が遂行されているが、単年度契約が望ましい契約期間であるかは、検討すべきであると考え。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 86 頁・担当課：動物園）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	長期継続契約にて契約できるよう調達課、財政課及びアセットマネジメント推進課等、関係各課と協議を進めました。
平成 30 年度	調達課、アセットマネジメント推進課等、関係各課と協議を重ね、機械警備業務を5年間の長期継続契約としました。

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 10 天竜壬生ホール関連業務委託 ア 使用料に関する見直しの検討】</b></p> <p>施設を利用するために発生する料金は、使用する部屋別及び利用する時間帯別に設定されている。同ホールの使用料は施設の充実度を考慮すると割安感があり、稼働状況は非常に良好で、天竜区以外からも利用があるとのことであった。</p> <p>一方、運営に関する費用に着目して考えると、施設利用料金は全て指定管理者の収入となり、管理運営に係る費用から施設利用料金を除いたものが市の歳出となる。</p> <p>管理運営に係る費用は浜松市の市税によって賄われていることから、定期的に使用料の妥当性について担当課で検討する体制を整え、必要に応じて関連部署へ報告できるようにする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 98 頁・担当課：天竜区まちづくり推進課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	平成30年6月、財務部財政課から、使用料について原則として3年に一度の周期での見直しや受益者負担率を基準とした見直しなどを内容とした「使用料見直しに関する基準」が示され、同月に天竜壬生ホールについて、受益者負担率算定のための使用料コスト計算書を財政課に提出しました。
	今後は、この基準に基づき使用料の見直しを検討します。

## 指摘事項

### 【第4 監査の結果（個別案件） 10 天竜壬生ホール関連業務委託 イ 入札参加者、委託先の財政・損益状況の把握と監視の必要性】

市は委託業者に対して、技術・ノウハウ面での業務遂行能力のみならず業者の財政状況及び損益状況を継続的に確認し、当該業者が契約期間の満了日に至るまで確実に業務を遂行できる能力を有していることを把握する必要があると考える。

委託業者が経営破たん等で契約を解除すると、市の事務処理上の負担が増大することはもちろん、委託業務による住民へのサービスに大きな支障を生ずることとなり、それは大きな問題である。そのため、事後的に緊急な対応を行うことも重要であるが、そのような事態を予防する観点から、例えば対象業者へは定期的な企業会計のデータを求め、そのデータを適切に分析できる体制を構築する等、何らかの方法を講じる必要があると考える。

(掲載 100 頁・担当課:調達課・天竜区まちづくり推進課)

## 講じた措置

平成 29 年度	他都市へ契約期間中のリスク管理に関する対応について調査を実施したところ、本市と同様で、入札参加資格登録時に財務諸表等の提出を求める程度でありました。 このため、 ① 定期的に財務状況等の情報提供を受ける体制を整える検討をしました。 ② 浜松市で起きた過去の事例について情報収集をして、次の対応へ早期に着手するための手順を確立しました。
平成 30 年度	主な受託者の財務状況等を把握する体制を整えました。

## 指摘事項

### 【第4 監査の結果（個別案件） 12 産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託(学校施設) イ 複数の委託業務入札手続きについて】

産業廃棄物処理委託業務に関する入札の実施日時は、ほぼ同じ業者が参加することを配慮し、同日ではあるものの同時刻では実施せずに、中・東・南区の委託業務に関する入札から、順番に入札手続きを実施していくのが慣行となっている。中・東・南区における契約単価が決定したことで、参加業者は他社の入札価格の傾向を把握し、その後に実施される入札の価格を直前に変更する可能性がある。一方、市の立場から考えると、中・東・南区以外の入札価格は、同区の結果を知らなければもっと低い価格で入札されていたかもしれない、という可能性を否定できない。

以上を踏まえ、産業廃棄物処理委託という同一内容の入札手続きに関しては、同時刻に実施すること、業者の参加人員の関係上、実施が困難である場合には、札入れまではそれぞれに実施し、結果発表は全契約の全ての札入れが完了した後に実施する（不正防止のために発表までは入札場所で全員待機する。）などの措置を実施する、毎年入札を実施する順番を変える（中区以外から実施する。）など、市側がなるべく有利になるような工夫が必要になると考える。

（掲載 105 頁・担当課:教育施設課）

## 講じた措置

平成 29 年度	適正な入札により公正な競争を促進できるよう、入札の順序について変更を行いました。また、入札の手法そのものの変更について、検討を行いました。
平成 30 年度	適正な入札により公正な競争を促進できるよう、入札の順序について変更を行いました。入札の手法そのものの変更につきましては、1 入札毎に執行する職員が 3 名、会場が 1 部屋必要となりますが、同時刻に複数の入札を執行するとすると、その入札本数分の職員と会場を用意しなくてはなりません。しかし、それを実現するための人員及び会場の確保は当課では困難です。また、札入れをする業者側も、入札本数分の人員を確保できるのか疑問です。 よって、現行の入札方法が最適であると考えます。

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 12 産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託(学校施設) エ 各業務委託契約における地理的対象範囲の見直し】</b></p> <p>現状の4つの契約に分割して契約をしていることは、市及び業者双方の業務負担から果たして合理的なものなのかどうか疑問が残る。</p> <p>契約をまとめることで、市・業者双方の入札に関する事務処理負担が軽減されるだけでなく、業者にとっては広範囲を対象とすることで、市からの委託業務以外の業務も含めて、回収ルートを工夫することでより効率的に業務を実施することが可能になる。市にとっても、成果を落とさずに効率的に業務が実施されることを見越して、予定価格を下げることも可能になることが期待できる。</p> <p>現行の契約や業務内容を見直し、現状よりも少数の契約にまとめることについて、検討の余地があると考え。よって、事務手続きの効率化を図るため、現状の契約範囲が最適かどうかを再考する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 107 頁・担当課:教育施設課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	受託業者や入札参加業者に、委託範囲を変更した場合の対応可否や参考意見を聴取して、委託範囲の集約について検討しました。
平成 30 年度	委託の範囲を検討した結果、浜北区と天竜区を同一契約とすることで、現行の4地区より3地区へ集約し、事務の効率化を図りました。

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 13 通園・通学バス運行事業 ア 入札参加条件に安全基準に関する条件を追加・明文化する件について】</b></p> <p>現行の入札参加に関する法令又は業務委託・賃貸借契約マニュアルでは、入札参加希望者への参加資格としてバス等の運行における安全基準に関する条件は明文化されていない。明文化されていないものの、指名競争入札参加者及び随意契約者の選定を行うに当たって、公益社団法人日本バス協会が設定・認定している安全基準を判断材料として利用していることを、確認している。</p> <p>であるならば、通学バス・タクシー運行业務における委託者となる条件として、競争入札、随意契約という契約形態に関わらず、安全基準に関する条件を追加し、教育総務課において文書等で示すことが、望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 114 頁・担当課:教育総務課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	仕様書へ安全に関する項目を記載することにより、一般競争入札の入札参加希望事業所へ周知しました。
平成 30 年度	指名競争入札を実施する案件について、安全基準を事業所選定の参考としました。

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 14 浜松市地域包括支援センター運営事業 ア 1者特命かつ契約額が事前に決定している契約の事務手続きについて】</b></p> <p>全ての契約は1者特命の随意契約となっている。さらに見積依頼に際し、市側から予算額を提示しその金額での見積書を事業者側は提出している（契約額は決定している）。契約額が決まっているのに、事業者から見積書を徴取し、予定価格を封入し割印をして管理し、入札に準じた決裁手続き等を手間をかけて行う必要があるのか、検討が必要であると考え。</p> <p>また、契約額が事前に決まっているのであれば、要綱・要領に契約額を明記したうえで、事業者から「受託書」を入手するといった方法で十分ではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 123 頁・担当課:高齢者福祉課・調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>浜松市契約規則第 21 条第 2 項に基づき、見積書の徴取を省略できる場合の事務手続き及び様式について、「業務委託・賃貸借契約マニュアル」に掲載しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。（調達課）</p> <p>「平成 30 年度業務委託・賃貸借契約マニュアル」で見積書の徴取を省略できるのは、浜松市契約規則第 21 条第 2 項に該当する場合で、対象として「要綱等に金額の定めがあり、その金額が市場価格で設定されたものである場合などが考えられる。」とされています。調達課と調整・確認した結果、地域包括支援センター運営事業の契約額は、法令等に金額の定めがなく契約額が決まっているとは言えず、「浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱」に規定した金額は上限額で、市場価格で設定された価格とは言えないため、従前のおり見積書を徴することとしました。（高齢者福祉課）</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 14 浜松市地域包括支援センター運営事業 イ 契約額の積算根拠】</b></p> <p>契約額が予算にて決まっている場合、予算額の積算根拠がより重要になるものと考えられる。</p> <p>その点、「地域包括支援センター運営費委託料の積算根拠」資料は存在するが、この各業務の人工、人件費単価がどのような根拠のもとにどのような決裁を経て決定したのかを示す資料が不明確になっている。契約金額が多額となる事業であり、事業の透明性と今後の価格見直しの基礎資料とするためにも、算定根拠の明確化が必要ではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 124 頁・担当課:高齢者福祉課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	<p>平成 30 年度から、委託料を職員配置人数に応じた積算に変更し、「浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱」を改正しました。また、高齢者人口に応じた職員配置人数とするため、「浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例」を改正し、職員配置基準を明確化しました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 19 学校給食調理業務委託 ア 入札資格要件の見直しの検討】</b></p> <p>入札に際してはその契約特有の参加資格要件が設定されることもあり、入札参加資格の登録だけで入札に参加できるわけではない。学校給食調理業務に関わらず、契約不履行の影響の大きな契約については、業務の特色や趣旨から入札参加資格要件が適切なかどうか、見直すことを検討し、再発防止に努めるべきと考える。なお、検討会議の審議のポイントであげられているように、実績等の要件を安易に設定することは、競争性の確保から許容されないものであるため、その点については慎重に検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 147 頁・担当課:調達課・健康安全課）</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	健康安全課は、平成 28 年度の契約分から、見直しした入札参加資格要件及び仕様書に基づき入札を実施しました。
平成 29 年度	調達課は、入札参加資格要件の設定について、「業務委託・賃貸借契約マニュアル」の業務委託契約等検討会議資料の記載時に特に注意が必要な項目の考慮した点に例示を交え掲載しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。

指摘事項	
<p><b>【第4 監査の結果（個別案件） 20 長期継続契約 ア 契約方法の見直しの検討】</b></p> <p>機械警備のようなものは通常、契約が途切れることがあってはならないものであるから、毎年、見積合せや競争入札を行うことは、あまり意味がなく、事務手続きの負担を増やすだけである。機械警備においては導入時点で機械の設置とその後の警備業務に係る費用がどの程度かかるかを勘案して業者の選定をすることが必要である。長期継続契約とすることで、毎年行っている手続きを省略することができる一方で、更新の時期には見積りを取って再検討することもでき、その意味でも有用であると考えられる。</p> <p>担当課が、単年度契約としている理由は各担当課によって異なると考えられるが、理由の一つは長期継続契約が担当課に周知されていないことにあると推測される。よって、調達課は担当課に対して長期継続契約を周知し、各担当課は長期継続契約とすることを検討し、事務の効率化を担当課は図るべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 151 頁・担当課:調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	「業務委託・賃貸借契約マニュアル」の長期継続契約の記載を見直すとともに、根拠法令や対象の記載及び契約案件の例示を表形式に変更しました。また、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。

## 指摘事項

### 【第5 監査の結果（全般的事項） 1 諸規程関連事項 イ 一部再委託の可否要件を整理すること】

受託業務の一括再委託は禁止されているものの、一部再委託は手続的な制限に留まり実施可能である。実際、業務の分業化が進んだ現状において、一部再委託まで全面的に禁止することは合理的ではなく、一定程度は許容する必要がある。

どういった場合が一部下請けに出し得るかは浜松市として明確には示されていない。少なくとも、一部下請けに出し得る基準を示す必要がある。また、その基準は、過度に一部再委託を禁止すると業務遂行に支障が出ることを考慮し、ある程度緩やかな要件とするのが相当である。

(掲載 153 頁・担当課:調達課)

## 講じた措置

平成 29 年度	他の政令指定都市の状況確認後、検討した結果を基に、これまで明確になっていなかった再委託の可否の判断基準や手続きの流れを示した「業務委託契約における再委託について」(平成 30 年 2 月 14 日付け) の通知を行い、庁内に周知しました。
----------	---

## 指摘事項

### 【第5 監査の結果（全般的事項） 2 事務手続き関連事項 ア 指名競争入札の応札業者数及び随意契約時の見積合せの業者数について】

指名競争入札による場合の指名業者数は、契約予定価格によりその定数が定められている。今回の監査の結果、指名した業者がすべて入札に応じるケースはあまり多くなく、かなりの割合の辞退が生じているという印象を受けた。しかし、可能な限り多くの業者に入札参加してもらうことが重要であり、そのための対応を図る必要があるものとする。応札者数が少ない契約については、次回入札時には指名業者数を増やす等の対応を図ることが必要である。

また、随意契約による契約は、競争に付する手間が省略でき、その手続きについても簡単であるため、事務の負担を軽減し、事務の能率が向上する。現状、3者見積りを要する契約でも、仮に2者から見積書の提出がなく、かつ残り1者の見積金額が予定価格内であれば、3者による見積合せとみなし契約が有効であるとする運用をしている。しかしながら、可能な限り決められた業者数以上の見積書を徴取して業者を選定すべきであるとする。

よって、調達課が一度、指名競争入札についての状況把握（何者指名し何者応札したか）及び随意契約における見積り業者数の状況把握をし、その結果を検討して各担当課への運用の見直しを促す等の対応を図る必要があるものとする。

（掲載 154 頁・担当課：調達課）

## 講じた措置

平成 29 年度

本市の実態を調査した結果、応札者数が定数に満たない状況を確認しました。これらの案件は、年度末から年度当初に契約締結する業務が主であり、不足分を補充すると再度、業務委託契約等検討会議の審議や各種調整が必要になり、年度当初の業務開始に間に合わなくなります。

結果として入札・契約ができなくなるため、市民サービスに影響が出ることを避けるには現状を変更せず補充はしない対応とします。ただし、状況等により可能な範囲で補充していくことを検討するよう平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で説明しました。

指摘事項	
<p><b>【第5 監査の結果（全般的事項） 2 事務手続き関連事項 イ 調達課のモニタリングの強化】</b></p> <p>業務の安全管理や質の維持・向上、継続的な点検等を行うため必要な「モニタリング」の実施主体が不明で、その総括が調達課の分掌事務に含まれているのかも不明である。このため、全庁的に業務委託契約事務をモニタリングしている課は設置されていないという印象である。</p> <p>調達課は各課からの報告に基づいて業務委託契約等の一覧表を作成している。決算資料として作成されているものであるが、調達課は全庁的な業務委託契約の情報を把握できる立場にある。例えば、これを利用して、各課においてどのような契約が締結されているか、長期継続契約を検討すべき契約はないか、契約方法等に問題はないか、安易に1者特命による随意契約が行われていないか等、実態調査を行うことも一つの手段であることから、モニタリング機能を発揮する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 155 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	発注担当課から情報収集する業務委託契約の一覧表をまとめることで、契約案件を把握できるため、最低限のモニタリング機能を果たしています。

指摘事項	
<p><b>【第5 監査の結果（全般的事項） 2 事務手続き関連事項 ウ 随意契約の公表制度の利用】</b></p> <p>平成 27 年度から 1 者特命で随意契約した業務委託（建設工事関連業務委託を除く。）のうち、予定価格が 100 万円を超えるものは原則として、浜松市ホームページにて公表されている。</p> <p>随意契約の理由を公表することにより、担当課に対して安易な 1 者特命理由による随意契約を抑制する効果が期待できると考えられる。また、担当課の連絡先も公表しているため、市民は詳細な情報について、いつでも問い合わせが可能な状態にあり、その点でも担当課に適切な契約事務の遂行を促す効果があるといえる。</p> <p>しかし、現在、調達課では担当課に問い合わせがあったかどうかを把握できていない。よって、調達課は定期的に問い合わせの有無及びその内容を問い合わせ、問題点等の分析をし、必要な是正措置を取るようになる必要がある。</p> <p>また、検討会議の資料には①業務委託等の目的・内容・理由、②考慮した点の記載があるが、この2点についての情報が入手されれば、1者特命理由が妥当かどうかの判断がある程度つくと考えられる。これらの情報は調達課がモニタリング機能を発揮する場合にも役立つ。よって、これらの情報も調達課に報告させて、調達課は定期的なモニタリングに役立てることを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 156 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	平成 29 年度業務委託 1 者特命随意契約結果公表対象案件（4～12 月契約分）について、公表後市民等からの問合せ等の有無を調査しました。結果は、調査時点での問い合わせ件数は 0 件でありました。今後も引き続き調査を実施していきます。

指摘事項	
<p><b>【第5 監査の結果（全般的事項） 2 事務手続き関連事項 エ 指名競争入札の指名業者の選定方法について】</b></p> <p>指名競争入札においては、業者選定の際には、毎年指名業者が固定している業務がある場合は、新規登録、新規参入の業者についても調査・検討し、公平に参加の機会が与えられるような配慮が求められている。</p> <p>検討会議においては指名業者についても検討がされるが、この際、過去の辞退の状況や入札価格の状況も検討材料とし、受託意欲に乏しいと判断される指名業者を排除し、新たな業者を指名するなどして、今まで以上に競争性が高まるようにする必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 156 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	指名業者の選定方法に関する注意事項として、「業務委託・賃貸借契約マニュアル」及び検討会議資料の審議ポイントに掲載し、平成 30 年 1 月 22 日の入札・契約事務説明会で担当者に説明、周知しました。

指摘事項（意見）	
<p><b>【第5 監査の結果（全般的事項） 2 事務手続き関連事項 イ リスク管理体制の構築】</b></p> <p>民間委託の規模は年々増加しており、市の業務を円滑に行うには民間の力を借りることは有用である。しかし、一方で、民間委託においては受託業者が経営破たんするリスクがあり、実際に、指定管理業務を受託した業者が契約期間中に経営破たんし、新たな委託先を選定する事務手続きも追加で実施することになった。</p> <p>業務委託に伴う経費の支出は財政的援助ではなく、契約の相手方に契約の履行を求めるものであるから、経営難等により契約の履行不能となることは避けなければならない。民間への業務委託は今後、減ることは考えにくく、むしろ増加する方向にあると考えられるので、浜松市としても民間企業を参考に、リスク管理体制を整えることを検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 158 頁・担当課：調達課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>他都市へ契約期間中のリスク管理に関する対応について調査を実施したところ、本市と同様で、入札参加資格登録時に財務諸表等の提出を求める程度でありました。</p> <p>こうしたことから</p> <p>① 定期的に財務状況等の情報提供を受ける体制を整える検討をしました。</p> <p>② 浜松市で起きた過去の事例について情報収集をして、次の対応へ早期に着手するための手順を確立しました。</p>
平成 30 年度	主な受託者の財務状況等を把握する体制を整えました。

**指摘事項（意見）****【第5 監査の結果（全般的事項） 3 その他 ウ 事業のあり方と業務委託】**

業務量が増加している中で、最小の経費で最大限の効果をあげるためには民間へ業務委託することは避けられない。しかし、一方で、業務委託により、浜松市の職員が直接、その業務を執行することはなくなるため、浜松市にノウハウが蓄積することは難しくなる。浜松市の職員が直接、業務することにより経費がかかったとしても、ノウハウを蓄積することが優先される局面もあると思われる。

それぞれの事業をどのように位置づけるか、そのような視点を今後は取り入れながら、民間への業務委託を検討することも望まれる。

（掲載 159 頁・担当課：政策法務課・調達課）

**講じた措置**

平成 28 年度	業務委託を含め、民間事業者等のノウハウを市の実施事業に活用するための方針を示した「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」において、「市のノウハウ喪失の回避、リスクマネジメント」等の項目を設けており、これに基づき、各事業における市が保有すべきノウハウの喪失回避やサービス水準の担保などについて、必要な対策を講じることを決めました。
平成 29 年度	「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、各事業における市が保有すべきノウハウの喪失回避やサービス水準の担保などについて、必要な対策を講じるよう各課に周知しました。

監査実施年度 平成 29 年度（消防費に係る事務の執行について）

指摘事項（意見）	
<p><b>【第 6 監査の結果（個別事項） 1 消防総務管理事業 ア 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防総務管理事業の主な事業としては、消防企画・人材育成事業と消防職員被服整備事業の 2 つの事業があり、消防企画・人材育成事業は研修効果の業務活用率を事業の指標とし、消防職員被服整備事業の事業指標は挙げられていない。</p> <p>また、消防企画・人材育成事業の指標「研修効果の業務活用率」は、研修受講アンケートを実施し、研修が業務に役立てられる内容であるかの割合を示しており、事業の目的に概ね合致していることから適切であるが、様々な研修があり、外部から講師を招へいするものであればその講師や実施する研修の内容が適切であるかどうか確かめることが必要であるし、外部に受講しに行くものであればその研修そのものが受講する必要があったのかなど検証すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 53 頁・担当課：消防総務課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>国の示す被服による安全性確保ガイドラインに沿った被服整備率を指標としました。</p> <p>また、部内で行う集合研修後のアンケートに講義内容に対する意見項目を追加するとともに、派遣者用のアンケートを作成しました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第 6 監査の結果（個別事項） 5 火災予防指導事業 ア 非特定防火対象物の違反是正について】</b></p> <p>平成 29 年 3 月 31 日時点で、改善されていない非特定防火対象物の重大違反件数は 108 件で、その内、違反覚知から 10 年以上経過しているものが 36 件である。平成 28 年 3 月 31 日時点では重大違反件数が 220 件あり、1 年間で対象物数が半減しているため、防火対象物の違反是正としては改善されている傾向にある。しかし、依然として 108 件もの重大な違反が存在しており、消防局としても非特定防火対象物の継続的な違反是正が最優先事項とされているが、現行の事業の指標としては設定していない。</p> <p>一方で、特定防火対象物における自動火災報知設備の違反率を事業指標に掲げており、平成 26 年度の指標策定時点で 48 件あったものが、平成 29 年 3 月 31 日時点で、2 件まで減少している。</p> <p>したがって、現状 10 年以上違反状態にある非特定防火対象物が 36 件もあることから、違反是正による効果的な予防業務を執行していくために、長期未是正のものについては、何年度までに違反状況を解消するといった、具体的な計画をもって違反是正を行っていくべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 82 頁・担当課：予防課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>個票による是正状況の管理について、平成 30 年度の業務指針等により消防署へ通知しました。</p>
平成 30 年度	<p>平成 30 年度の業務指針等に基づき個票を作成し、当該個票中に違反処理の措置時期を明確にし、防火対象物ごとに違反是正事務の具体的な計画を作成しました。</p>

## 指摘事項

### 【第6 監査の結果（個別事項） 5 火災予防指導事業 イ 軽微な違反のフォローについて】

防火対象物の査察について、不備事項があった場合には火災発生危険等緊急性の有無に基づいて違反処理をする。重大な違反については従前より消防署全体で違反是正に取り組まれているが、それ以外の軽微な違反については、その中でも極めて重要性の低い違反を除き、事業所に対して改善計画書の提出を求めている。

しかし、なかには違反の改善状況を消防署員が直接確認せずに事業所からの電話確認のみで確認を済ませてしまっているものや、平成28年10月に査察を実施し改善計画報告書を平成28年11月末までに提出することを要請しているが、平成29年10月時点で未だ提出がなく、消防署としても報告書の提出を催促しておらず、違反状態が放置されてしまっているものがある。

違反の状態が適切に改善されていることを確認するために、消防署員が直接事業所に赴いて確認するか、違反が改善されたことを確認できる証ひょうを事業所から入手するよう徹底すべきである。また、改善計画報告書の提出を求めたものの、回収しきれないという状況を改善するために、提出を求めたものについては回収して改善に至るまでフォローできるように内部管理体制を整えるべきである。

(掲載 83 頁・担当課:予防課)

## 講じた措置

平成 29 年度	改善計画書の提出を求めるべき違反の内容について、平成 30 年度の業務指針等により消防署へ通知しました。
平成 30 年度	平成 30 年度の業務指針等に基づき、違反是正の履行確認を実施しています。履行状況は個票への記録により管理することとし、改善計画書の提出状況も含めて指導経過を詳細に記入することで、防火対象物ごとに改善に至るまでの計画を具体化し、防火対象物の関係者へ是正が完結するまで指導をすることとしました。

## 指摘事項（意見）

### 【第6 監査の結果（個別事項） 5 火災予防指導事業 ウ 随時査察の査察サイクルについて】

防火対象物の査察サイクルについては、査察対象物に応じて優先順位を設けており、定期査察は査察規程に基づき、1年から5年までの間で実施している。

また、随時査察については、定期査察のように査察規程では年数を定めずに、各防火対象物の状況、違反の内容、法令改正の状況等を勘案し、短縮又は延伸して、消防署の裁量権に基づき、年度における査察計画を立てて実施するものであるが、長期未査察とならないように多くの消防署では7年を目安としている。

火災予防指導事業の事業目的は、「事業所等における火災予防の実践の推進及び法令遵守の徹底を図るとともに、火災の原因及び損害調査の結果を火災予防指導・啓発に反映することにより、全市的な火災予防の推進を図る。」ことにあり、特定防火対象物及び非特定防火対象物の重大違反是正が最重要課題である。

このため、非特定防火対象物の重大違反で是正が行われていないものが多数存在することを踏まえ、消防署においては、随時査察の年数の目安や専従・指定査察員の役割分担の前例にとらわれず、重大違反をなくしていくために、各査察員の職務状況を精査し、実効性のある査察体制を構築することが望ましい。

（掲載 84 頁・担当課：予防課）

## 講じた措置

平成 29 年度

査察の区分や実施体制について、管内情勢や査察対象物の危険度に応じたものにするため、適時、関係規定である査察規程や要綱の見直しを行っています。

今後は、関係法令の改正、防火対象物の状況、署の人員配置などの情勢の推移により、必要が生じた場合には査察体制を見直していきます。

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 6 消防訓練事業 ア 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防訓練事業は、職員の消防活動技術の向上を第一の目的としているため、訓練の実施回数を「事業の指標」とすることは適切であると考えます。</p> <p>しかし、「訓練計画に対する実施回数」とされてはいるものの、具体的に回数を定めた訓練計画は存在せず、「訓練計画に対する」と銘打つのは現状に即していないため、変更が必要であると考えます。</p> <p>また、訓練の性質として、多すぎるとコストの増大につながり、少なすぎると消防技術の維持向上が図れないと考えられるが、8,000回という回数については、過去の実績に基づいて、最も適正と考えられる回数を定めており、合理的であると考えられる。一方で、将来を見据えた場合、訓練内容は、消防が果たす役割や消防への期待と密接に関わるものであるため、8,000回が最適であるかどうかについては、継続的に検討していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 87 頁・担当課：警防課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	<p>各署統一した、訓練項目、回数を盛り込んだ訓練計画を策定しました。</p> <p>各署から報告された実施結果を分析し、最適な訓練の内容及び回数を検討していきます。</p>

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 7 消防防災施設等維持管理事業 ア 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防防災施設等維持管理事業の指標については、消防車両の車検・点検回数としている。この指標は当該事業のうち、消防車両維持管理事業に関する指標であるため、消防用資機材維持管理事業及び消防水利維持管理事業の指標による成果測定がなされていない。</p> <p>消防車両、消防用資機材及び消防水利の維持管理を行い、災害への即応体制を確保するためには、消防用資機材及び消防水利の機能状態を把握した結果、修繕が必要と判断されたものに対してどの程度修繕を実施することができたかといった指標を設定することが有用である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 90 頁・担当課：警防課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	<p>各維持管理事業の事業指標について、修理や更新など対応を要する消防防災施設の件数と、対応を行った件数から算出した割合（修繕率）に変更しました。</p>

## 指摘事項

### 【第6 監査の結果（個別事項） 7 消防防災施設等維持管理事業 イ 消防車両定期点検について】

消防車両及び救急車は、浜松市消防局車両管理規程において、6か月に1回定期点検を行うことが求められている。車番A16の救急車は、新車として1か月点検が行われて以降、7か月超、検査検収してからでは8か月超点検が行われていなかった。

日常点検において一定の安全性や機能性が確認されており、結果として重大な事故や故障は生じていないが、救急出動時に安全かつ確実に救急活動を行うためには、日常点検で発見できないような細かな点検が定期的実施される必要がある。

定期点検漏れを未然に防ぎ、法令遵守及び安全確保を徹底するためには、計画表が正しく作成されているかどうかの確認体制の整備や、点検依頼時の転記ミスを防ぐための読み合わせ確認、上司の確認等が重要であり、管理体制の更なる徹底が必要である。

(掲載 91 頁・担当課:警防課)

## 講じた措置

平成 29 年度	<p>従来から実施している読み合わせ確認、グループ長の確認等に加えて、車検・点検進捗状況確認表をイントラネット上に整備し、警防課と車両配置施設担当とで双方向入力を行う方式を取り入れることで、相互に進捗状況管理を行う体制を構築しました。</p> <p>また、機関日誌等の確認しやすい場所に点検日程の明示や、事務所内の月間予定表に記載することにより、確認の徹底をしました。</p>
----------	--

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 7 消防防災施設等維持管理事業 ウ はしご車のオーバーホールについて】</b></p> <p>平成 20 年度については指名競争入札を行っているため応札した業者は 7 社いるとなっているが、平成 21 年度以降については全て一般競争入札がなされているものの、一社のみが入札している。平成 20 年度の指名競争入札の状況から、はしご車については様々な業者でオーバーホールを実施することが可能であると推察されるが、一般競争入札を行っても、はしご車を製造したメーカー以外でオーバーホールを実施することが、その後のメンテナンス費用も含めてコストが高くなりがちであり、実質的に請負業者が限定される状況にあるのであれば、はしご車を取得する時点で、将来のオーバーホール費用も考慮して業者を選定するなどの方法が有効と考えられる。</p> <p>また、特定の業者でオーバーホールを実施することに合理性があるのであれば、根拠を明らかにしたうえで随意契約とすることで、事務手続きの効率化を図ることができ、業者選定の公正性も確保されることが考えられるため、契約方法について検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 92 頁・担当課：警防課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	<p>はしご車の購入はWTO一般競争入札で行っており、メンテナンス費用を含めた契約は現行制度で出来ないため、はしご車を取得する時点で将来の費用を考慮して業者を選定することは困難と考えています。</p> <p>検討した結果、平成 21 年以降の一般競争入札では 1 者のみの参加であることや、「消防用車両の安全基準について」（平成 19 年 3 月、消防用車両安全基準検討会事務局）において、「オーバーホールの実施者は、はしご自動車の製造者又はそれに準ずる整備設備、整備技術を有する整備事業者とする」とあることから、オーバーホールを随意契約（1 者特命）とすることとしました。</p>

指摘事項	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 8 消防防災施設等整備事業 ウ 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防防災施設等整備事業の指標については、消防車両の車両更新台数としている。この指標は、同事業のうち、消防車両購入事業に関する指標であるため、消防用資機材整備事業の指標による成果測定がなされていない。</p> <p>消防車両及び消防用資機材を計画的に整備し、災害への即応体制を確保するためには、消防用資機材整備事業に関する指標を設定することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 98 頁・担当課：警防課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	<p>消防用資機材整備事業について、事業成果を適切に測定するため、事業の指標として、重点使用資器材（呼吸器、ポンペ、消防ホース）について「消防用資機材整備率」を新たに設定しました。</p>

<b>指摘事項（意見）</b>	
<b>【第6 監査の結果（個別事項） 9 地震対策消防水利整備事業 ア 「事業の指標」の適切性について】</b>	
<p>地震対策消防水利と総称される、耐震性貯水槽や防火井戸の整備は、大規模地震の発生に備えて以前から進められているが、平成26年度に従前計画を見直し、平成27年度からは10年間で100基の耐震性貯水槽又は防火井戸を整備するという新たな計画の下に、整備が進められている。1年に10基（耐震性貯水槽4基と防火井戸6基）という目標値は、客観的で分かりやすく、事業の指標としては適切であると考えます。</p> <p>なお、耐震性貯水槽40基と防火井戸60基という割合は、当該事業の計画時、より広い用地が必要となる耐震性貯水槽に確保できる見込みの用地が40程度であったことに因る。整備段階では防火井戸の方が安価であるため、その割合に合理性は認められるが、今後の事業継続に当たっては、維持管理費用を含めたトータルコストで、耐震性貯水槽と防火井戸の割合を検討していく必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載101頁・担当課：警防課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成29年度	検討した結果、継続して現状の計画を進めていきます。

<b>指摘事項</b>	
<b>【第6 監査の結果（個別事項） 9 地震対策消防水利整備事業 エ 耐震性貯水槽の財産異動に伴うインフラ資産管理システムへの登録について】</b>	
<p>警防課では、耐震性貯水槽や防火井戸が完成すると随時、担当職員がインフラ資産管理システムへ登録している。システム上、担当職員の入力後、警防課及び資産管理担当課の決裁がなければ登録が完了しない作りとなっている。今回、耐用年数の誤りが発見された防火井戸についても、各課の決裁が完了していたが、耐用年数等の詳細な内容については確認されないまま、決裁されていた。</p> <p>今後は、入力後、内容について誤りが無い課内決裁を行ったうえで、登録を確定させるという改善策が、警防課より提示されている。</p> <p>なお、浜松市では資産・負債などのストック情報や減価償却費などのコスト情報を補完するため、総務省の統一的な基準に基づき、複式簿記・発生主義による財務書類を作成している。インフラ資産管理システム等へ入力された情報を基に、固定資産の金額や減価償却費を計算しているため、正確に登録するよう十分留意するとともに、錯誤が発見された場合には、速やかに訂正処理を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載103頁・担当課：警防課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成29年度	インフラ資産管理システムへの入力後、内容について誤りが無い課内決裁を行ったうえで、登録を確定させることとしました。

## 指摘事項（意見）

### 【第6 監査の結果（個別事項） 11 救急体制整備事業 ウ 実態に対応した事業指標の設定について】

救急体制整備事業の目的としては、入院治療を必要とする中等症以上の傷病者をいかに早く病院に収容するかが重要となるが、本事業の指標「病院に収容するまでの平均所要時間」においては全ての症状を一律して指標目標を30分と定めている。例えば、軽症（外来診療）の患者については30分を超過したとしても、命にかかわるような問題に発展することは想定しにくい。中等症（入院診療）以上の患者については、その症状により可能な限り早く病院に収容することが重要である。

また、立地の違いから、山間部に位置する消防署は、市街地にある消防署よりも消防署から救急現場への到着時間が長くなる傾向にある。そのため、立地に関係なく一律に30分という指標を設けた場合、消防署ごとに指標の達成状況に乖離が発生することとなる。

こうしたことから、傷病者の緊急度に応じた指標や、消防署ごとの立地に応じた指標を区別して設定する必要がある。

（掲載 110 頁・担当課：警防課）

## 講じた措置

平成 30 年度	事業指標について、傷病程度に関わらず一律とした指標を「早期に治療が必要な重症（長期入院診療）以上の傷病者を医療機関へ収容するまでの所要時間」に変更しました。 また、山間地域と市街地域に分けた指標については、道路事情及び医療機関の配置状況などにより、山間地域と市街地域を分けることは困難であると考えました。
----------	---

<b>指摘事項（意見）</b>	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 11 救急体制整備事業 エ 応急手当普及啓発事業の指標について】</b></p> <p>平成 27 年度から、応急手当講習の受講者数を年間で 4 万人と設定している。以前は防災訓練等の大規模講習が多かったが、最近の傾向として、質を重んじた講習に変わってきていることもあり、講習回数は増加しているものの、受講者数が減少している。従前は、防災訓練等の大規模講習で少数の人のみが体験し、他の人は見学している状態であったが、受講者に A E D 等に実際に触れてもらうために、個別指導の形態に移行している。</p> <p>年間 4 万人という指標は大規模講習を行っていた時代に設定された、人数に着目した指標であり、質を重んじた講習を推進している昨今の講習形態とは合致していない。</p> <p>したがって、事業の目的としては、現場に居合わせた市民が実際に応急手当を実施できるようにすることであるため、近年の受講形態に応じて、事業の指標を、受講者数・講習回数を勘案した実現可能な指標に見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 111 頁・担当課：警防課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 30 年度	指標について、本市が実施する応急手当講習のうち「修了証等を発行する講習の受講者数」に変更しました。

<b>指摘事項（意見）</b>	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 12 消防航空隊運営事業 ア 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>事業の指標の「年間飛行時間」と「訓練実施回数」の目標値及び実績値には合理性が認められる。</p> <p>しかし、「消防・防災ヘリ応援機の受入れ体制の整備状況」については、消防ヘリポートなどの大規模な事業を完了したら 50%達成、静岡県内航空消防相互応援協定書再締結などの中程度の事業を完了したら 20%達成などと規定したうえで、100%とすることを目標としているが、計算の仕方が客観性に乏しいため、事業の指標としては、適切でないと判断する。100%となる平成 29 年度に整備が完了したと判断できるかが不明確であるため、平成 29 年度以降も、受入れ体制に不備や改善点はないか、継続的に検討していくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 115 頁・担当課：警防課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 30 年度	事業指標について、消防ヘリコプターの受入体制を安全かつ適正に維持管理していくために必要な業務について、年次毎の計画を作成し、その実施した項目ごとの実績を数値化した指標に変更しました。

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 13 情報指令費 イ 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防情報通信ネットワーク事業の内容のうち、「緊急を要しない通報の軽減の呼びかけ」については、事業の指標である「119番通報の総受信件数に占める、緊急を要しない通報件数割合」が対応するが、それ以外の事業内容は、「年度ごとの保守業務達成率」の指標と直接的な対応関係がないため、効果を測定する観点からは事業の指標として十分でないと考えられる。</p> <p>そのため、事業の指標の対象は、例えば24時間365日体制の達成率を掲げるなど、事業内容を考慮した設定を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載128頁・担当課：情報指令課）</p>	
講じた措置	
平成29年度	指標の見直しについて、検討を行いました。
平成30年度	指標について、「年度ごとの保守業務達成率（%）」から「消防情報システム並びに消防・救急デジタル無線システムの24時間365日の正常稼働達成率（%）」に見直しました。

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 14 消防団活動事業 イ 消防団員に対する報酬及び費用弁償の領収書について】</b></p> <p>報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という。）については、消防団員個人に直接支払われるのが本来であるが、支払事務を簡素化させるために、①消防局から分団長名義の通帳に総額を振り込む、②分団長から対象団員に報酬等を支給する、③受領すべき団員が確実に受領したことの裏付けとして領収書を作成し消防局側へ提出する、という業務フローで行われている。この業務フローによると、各分団は毎月相当数の領収書を作成することになり、消防局側の保管コストも相当なものになっている。</p> <p>各分団で作成する領収書を一覧表形式とし、団員が受領した証明として署名をすることとすれば、各分団における事務負担及び消防局側の保管コストの削減を図ることが可能ではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載132頁・担当課：消防総務課）</p>	
講じた措置	
平成29年度	一覧表形式へ見直しをし、団員の事務負担と消防局の保管コストの削減を図りました。また、平成30年2月に「庶務関係のマニュアル」を改訂し、各分団への説明を実施しました。

<b>指摘事項</b>	
<b>【第6 監査の結果（個別事項） 15 消防団施設運営事業 オ 借地賃借料の交渉記録の作成について】</b>	
<p>天竜区の消防団施設の借地用地について、浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱に従って市の担当である天竜消防署の署員と土地所有者との間で賃借料の減額等の交渉は毎年実施されているとのことであったが、その交渉記録が作成されていなかった。</p> <p>過去の交渉が誰の立会の下で行われてきたか、また、交渉の経過や今後の対応方針を明確にするためにも漏れなく交渉記録簿を作成して保管管理しておくよう各署に周知徹底するべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 151 頁・担当課：消防総務課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 30 年度	交渉記録簿を作成して保管管理するよう周知徹底しました。

<b>指摘事項</b>	
<b>【第6 監査の結果（個別事項） 15 消防団施設運営事業 キ 資機材の管理について】</b>	
<p>市の資機材の管理について、消防団施設維持管理事業により整備した資機材については、固定資産台帳で登録管理を行っているが、各分団が交付金から支出して購入した資機材は、これまで分団において台帳管理がされておらず、市が網羅的に資機材の保有状況が確認できていない状況であった。</p> <p>この点、交付金交付要綱が改定され、平成 29 年度より各分団では交付金で購入した備品についても、全て台帳を作成して管理することとなったため、今後、平成 29 年度以降に交付金で購入した備品だけでなく、平成 28 年度以前に交付金で購入した備品も含めて台帳が整備されているかどうかのモニタリングを行うことで、消防団の資機材の整備状況について市が全体を管理することができるようになることが期待される。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 152 頁・担当課：消防総務課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	平成 28 年度以前に交付金で購入した備品についても、台帳による管理を実施しました。

指摘事項	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 16 消防団員福利厚生事業 イ 基金への掛金支出額について】</b></p> <p>消防団員に対する退職報償金及び公務災害補償金の支給に備えて、消防団員退職報償金支給責任共済契約及び消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結し、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に基づいた掛金を消防団員等公務災害補償等共済基金へ支払っている。</p> <p>掛金額は消防団員の条例定数に基づいて決定されるため、消防団員の条例定数が、適正な消防団員数に比べて多い場合には、掛金を過剰に支出することになる。したがって、適正な消防団員数を算定したうえで、消防団員の条例定数を改正する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 156 頁・担当課:消防総務課）</p>	
講じた措置	
平成 30 年度	市議会 5 月定例会にて、定員数と実員数の乖離を解消するため、条例の一部改正を行いました。

指摘事項（意見）	
<p><b>【第6 監査の結果（個別事項） 17 消防団運営経費 ア 「事業の指標」の適切性について】</b></p> <p>消防団運営経費では、消防団活動に必要な消耗品等の購入、静岡県消防協会西遠支部への負担金、及び消防団加入促進支援に係る支出が主な内容となっている。</p> <p>市では成果を図るうえで設定している指標として、目標とする女性消防団員数を用いている。消防団においても大規模災害に対応するために救助資機材の整備や応急救護技術の習得を行うことを計画し、その中で女性消防団員は応急救護の知識と技術の習得が期待されており、消防団の充実強化を図るうえで重要な役割を担っている。</p> <p>そのため、消防団運営経費に含まれる消防団加入促進事業に対しては、女性消防団員の加入数は業績指標の一つであると考えられるものの、本来、当該事業は運営経費の事業目的にはそぐわないため、市が中長期的に女性消防団員の加入数を指標として事業の成果を図るのであれば消防団加入促進事業としての事業目的を設定したうえで効果測定を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 157 頁・担当課:消防総務課）</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	事業目的及び事業概要へ消防団加入促進事業を明記したうえで「事業の指標」として設定しました。

<b>指摘事項（意見）</b>	
<b>【第6 監査の結果（個別事項） 17 消防団運営経費 イ 消耗品の費用負担について】</b>	
<p>消防団が使用する消耗品について、市が消耗品の購入負担を行う一方で、各分団が交付金から支出するものの中には事務用品等の消耗品も多くある。この点、各署では市から配分された予算に基づき、各署が、管轄する分団に対しての消耗品の購入負担に関する取扱いを決定している。</p> <p>管轄する署が同じ分団間においては、消耗品の費用負担を同一の方針の下で行うことができる一方で、管轄する署が異なる分団との比較においては、同様の消耗品の購入でも、ある署が管轄する分団では交付金から支出し、別の署が管轄する分団では市に負担してもらうことなどの状況が署間での方針の違いから発生する可能性があることは公平性の観点から望ましくなく、例えば、団員数や活動回数等を考慮した費用負担の取扱い方針を明示して各署の取扱いが全体として公平性を保っているかどうかについてモニタリングを行うなどの対応を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 159 頁・担当課：消防総務課）</p>	
<b>講じた措置</b>	
平成 29 年度	消耗品購入にかかる基準を、各署に指示し周知しました。